

第Ⅲ部 毎月勤労統計調査の概要

1 毎月勤労統計調査の意義

現在、我が国の雇用労働者は約5,553万人と、全就業者の88.0%を占めるに至っており、我が国経済・社会の中においてひととき重要な役割を担っているといえる。このため、雇用のすう勢及び労働条件の動向を把握することは我が国の労働・経済政策を適切に運営していく上で必要不可欠となっている。

毎月勤労統計調査は、これら雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的としており、我が国の労働及び経済に関する基本的な統計の一つとして実施されているものである。

調査の結果の利用は多岐にわたっている。まず、景気動向の変化を把握するために欠かせない指標とされているほか、労働経済の分析や国民所得推計のための基礎資料として用いられている。また、厚生労働行政において雇用保険法に基づく基本手当日額や労働基準法に基づく労働者の休業補償の額等の改訂のための法定資料として用いられたりするなど、国民の日常生活とも深い関係をもっている。

他方、民間企業においても、労働条件に関する問題解決のための合理的、客観的な資料として労使双方に広く利用されるとともに経営計画策定に当たっての基礎資料とされている。

さらに、我が国の労働事情を反映する資料として、ILO、OECD等を通じ広く海外にも紹介され、我が国雇用労働者の国際的地位を明らかにする役割を果たしており、毎月勤労統計調査は、近年、ますますその重要性を増しつつある。

2 調査の沿革と現行調査の体系

(1) 調査の沿革

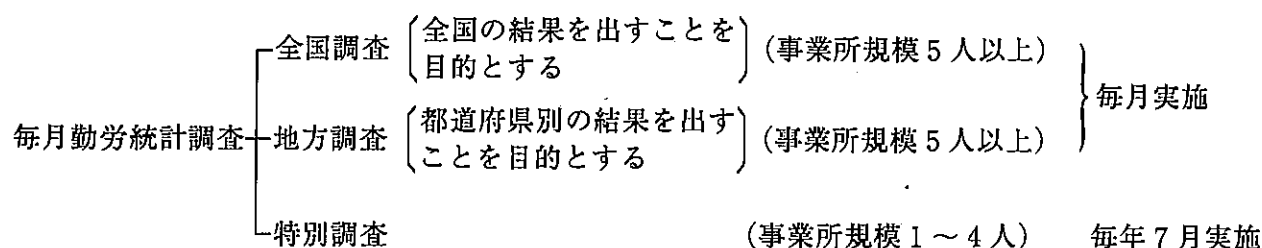
毎月勤労統計調査の歴史は古く、大正12年7月に開始された「職工賃銀毎月調査」及び「鉱夫賃銀毎月調査」にその端を発している。その後の変遷を経て、昭和19年7月に勤労統計調査令（昭和19年4月勅令第265号）に基づき、現在の名称である毎月勤労統計調査が内閣統計局によって開始され、戦後労働省（現厚生労働省）に移管されて幾度かの改正が行われ現在に至っている。この間、建設業を27年から、サービス業を46年1月（ただし、地方調査については47年4月）から調査産業に含め、また47年7月から沖縄県を調査地域に含めるなど、調査範囲の拡大を行っている。

調査体系においても、昭和26年に地方調査が、昭和32年に全国調査乙調査（常用労働者5～29人）と特別調査（同1～4人）がそれぞれ開始され、昭和55年には特別調査を拡充した。その後平成2年1月に大幅な改正を行い、現在に至っている。

(2) 調査の体系

調査の体系は、毎月勤労統計調査規則（昭和32年労働省令第15号）によって定めている。

現在の体系は次のとおり、全国調査、地方調査及び特別調査の3つに分かれる。



(3) 各調査の特徴

全国調査は、常用労働者を5人以上雇用する事業所の常用労働者についての賃金、労働時間及び雇用の全国的な変動を毎月明らかにすることを目的としている。

標本の抽出方法及び調査の実施方法は、事業所の改廃の頻度と事業所の調査負担を勘案し、30人以上規模の事業所と5～29人規模の事業所とで別々なものとしている。30人以上規模の事業所（本調査では「第一種事業所」と呼ぶ）は、比較的安定性があり、かつ事務的にも整備されている事業所を対象としているため、調査事業所を抽出して、事業所の申告による通信調査を実施している。これに対して、5～29人規模の事業所（本調査では「第二種事業所」と呼ぶ）は新設、廃止などの変動が多く、かつ事務の整備も比較的不十分な小規模事業所を対象とすることから、一定数の調査区を地域標本として抽出し、その地域内から調査事業所を抽出して統計調査員が実地調査するという方法をとっている。

地方調査は、都道府県別の変動を明らかにする目的で、常用労働者5人以上を雇用する事業所について、全国調査に準じた標本設計や調査方法によって実施している。調査事業所は、全国の標本に地方調査のみの標本を加えたものとなっている。

特別調査は、毎月行っている全国調査及び地方調査ではカバーされない常用労働者1～4人規模の事業所における賃金、労働時間、雇用等の実態を明らかにするために年一回実施するものである。この調査は労働者個人ごとに調査しているので、年齢階級別、勤続年数階級別、給与額階級別などの構造的な調査結果も得られる。

第1表 毎月勤労統計調査各調査の概要

調査の種類	調査対象	調査事業所(調査区)	抽出方法	調査方法	調査事項	調査時期	備考
全国調査	(1) 日本標準産業分類(平成19年11月改定)に基づく16大産業(鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス業、サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く)) (2) 規模30人以上	約16,700	事業所抽出 母集団事業所は事業所統計調査の事業所リスト	事業所による自計による郵送調査又はオンライン	主要な生産品の名称又は事業内容 常用労働者数、月間入・離職者数、パートタイム労働者数、きまって支払われる給与(定期給与)、特別に支払われた給与(特別給与)、賞与、所定内給与、出勤日数、所定内労働時間、所定外労働時間	毎月	(1) 昭和46年1月から調査対象をサービス業(家事サービス業、外国公務を除く)に拡大。なお、サービス業は付帯調査として昭和44年1月から実施していた。 (2) 昭和47年7月から沖縄県を調査範囲に加えた。 (3) 平成22年1月から日本標準産業分類(平成19年11月改定)に基づき表章。

全国調査	第二種事業に係る調査	(1) 調査産業は全国調査第一種事業所に係る調査に同じ (2) 規模 5 ～ 29 人	約 16,500 (約 1,900)	調査区及び事業所抽出法(二段抽出法)による調査(母集団調査)は、調査区毎に調査する	統計調査による計は、統計調査員による調査と同一	全国調査第一種事業所に係る調査と同一	毎月	全国調査第一種事業所に係る調査に同じ
地方調査	第一種事業に係る調査	(1) 調査産業は全国調査第一種事業所に係る調査に同じ (2) 規模 30 人以上	約 21,500	全国調査第一種事業所に係る調査と同一	全国調査第一種事業所に係る調査と同一	全国調査第一種事業所に係る調査と同一	毎月	(1) 結果集計及び公表は都道府県 (2) 昭和 47 年 4 月から調査対象にサービス業(家事サービス業、外国公務を除く。)に拡大した。 (3) 昭和 47 年 7 月から沖縄県を調査範囲とした。 (4) 平成 22 年 1 月から日本標準産業分類(平成 19 年 11 月改定)に基づき表章
	第二種事業に係る調査	(1) 調査産業は全国調査第一種事業所に係る調査に同じ (2) 規模 5 ～ 29 人	約 22,000 (約 2,600)	全国調査第二種事業所に係る調査と同一	全国調査第二種事業所に係る調査と同一	全国調査第一種事業所に係る調査と同一	毎月	(1) 結果集計及び公表は都道府県 (2) 平成 2 年 1 月から開始 (3) 平成 22 年 1 月から日本標準産業分類(平成 19 年 11 月改定)に基づき表章

3 調査の範囲と調査期間

(1) 調査の範囲と対象

ア 地域は、日本国全域である。

イ 産業は、日本標準産業分類(平成 19 年 11 月改定)に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。)である。

ウ 調査の対象は、イの産業に属する事業所であって常用労働者を雇用するもののうち、全国調査及び地方調査は常時 5 人以上、特別調査は 1 人以上 4 人以下を雇用する事業所である。ただし、これらの事業所に雇用される常用労働者のうち、船員法(昭和 22 年法律第 100 号)に規定する「船員」は調査の対象から除外している。

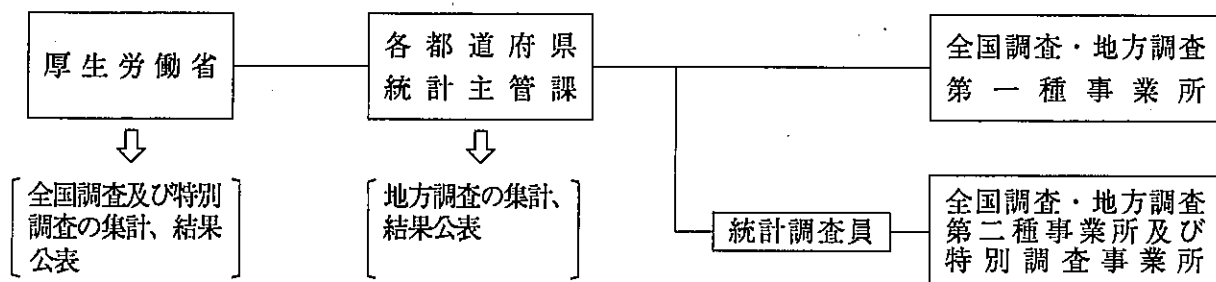
(2) 調査期間

全国調査及び地方調査では、調査期間は 1 か月を単位としており、調査期日は毎月末現在(給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在)としている。

また、特別調査は、毎年 7 月末現在(給与締切日の定めがある場合においては、7 月の最終給与締切日現在)を調査期日としている。

4 調査の機構

毎月勤労統計調査の調査系統は次のとおりである。



5 標本の抽出方法

(1) 標本設計

標本設計は、常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている（第2表）。

第一種事業所（規模30人以上）は、総務省統計局が行う「経済センサス基礎調査」（以下「センサス」という。）の結果に基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出している。

標本抽出は、新しいセンサスが行われるたびにそれに基づいて行っている（抽出替え）。最近では平成24年1月に平成21年実施のセンサスの結果に基づいて抽出替えを行った。なお、抽出替えは、センサスが行われなくても、抽出後約3年が経過した時点で、最新の事業所全数リストを用いて抽出替えを行うこととしている。

第二種事業所（規模5～29人）は、二段抽出法によって抽出している。第一段は、センサスの「調査区」（約22万区）に基づき全国を約7万に分けて設定した毎勤調査区（第二種事業所）を母集団フレームとし、抽出に当たってはこれを5の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出している。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5～29人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出している。

第二種事業所は、半年ごとに全体の調査事業所の3分の1について交替し、各組は18か月間継続するローテーション方式により調査を行っている。

第2表 目標精度

	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
産業大分類 ^(注)	0%	2%	2%	2%
中分類	0	3	3	3

(注) 卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）の一括分の抽出区分を含む

第3表 産業、事業所抽出率表（第一種事業所）

	産 業	抽 出 率		
		規模500人以上	規模100人～499人	規模30人～99人
C	鉱業、採石業等	1/1	1/1	1/2
D	建設業	1/1	1/36	1/192
E	製造業			
	09,10 食料品・たばこ	1/1	1/12	1/96
	11 繊維工業	1/1	1/4	1/24
	12 木材・木製品	1/1	1/4	1/18
	13 家具・装備品	1/1	1/4	1/12
	14 パルプ・紙	1/1	1/16	1/24
	15 印刷・同関連業	1/1	1/16	1/36
	16,17 化学、石油・石炭	1/1	1/24	1/48
	18 プラスチック製品	1/1	1/8	1/36
	19 ゴム製品	1/1	1/8	1/16
	21 窯業・土石製品	1/1	1/12	1/36
	22 鉄鋼業	1/1	1/12	1/36
	23 非鉄金属製造業	1/1	1/12	1/18
	24 金属製品製造業	1/1	1/24	1/96
	25 はん用機械器具	1/1	1/16	1/144
	26 生産用機械器具	1/1	1/48	1/96
	27 業務用機械器具	1/1	1/8	1/16
	28 電子・デバイス	1/1	1/18	1/12
	29 電気機械器具	1/1	1/16	1/24
	30 情報通信機械器具	1/1	1/8	1/8
	31 輸送用機械器具	1/1	1/18	1/48
	32,20 その他の製造業	1/1	1/8	1/16
F	電気・ガス業	1/1	1/72	1/24
G	情報通信業	1/1	1/12	1/72
H	運輸業、郵便業	1/1	1/24	1/144
I	卸売業、小売業			
	50～55 卸売業	1/1	1/24	1/96
	56～61 小売業	1/1	1/18	1/72
J	金融業、保険業	1/1	1/12	1/48
K	不動産・物品賃貸業	1/1	1/4	1/12
L	学術研究等	1/1	1/18	1/48
M	飲食サービス業等			
	75 宿泊業	1/1	1/18	1/36
	76,77 飲食店、持ち帰り・配達飲食	1/1	1/2	1/48
N	生活関連サービス等	1/1	1/4	1/48
O	教育、学習支援業	1/1	1/16	1/256
P	医療、福祉			
	83 医療業	1/1	1/192	1/144
	84,85 保健衛生、社会保険・福祉等	1/1	1/8	1/256
Q	複合サービス事業	1/1	1/8	1/72
R	その他のサービス業			
	91 職業紹介・派遣業	1/1	1/24	1/24
	92 他の事業サービス	1/1	1/16	1/48
	88～90,93～95 廃棄物処理業、自動車整備等	1/1	1/12	1/36

(注) 産業は日本標準産業分類（平成19年11月改訂）

第4表 調査区層化基準（第二種事業所）

層番号	毎勤調査区内産業別事業所構成	
1	製造業の事業所比率が30%以上	A種産業 ¹⁾ の事業所が1以上
2		その他
3	卸売業、小売業及び宿泊業、飲食サービス業の事業所比率が40%以上	
4	学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業の事業所比率が40%以上	
5	その他	

(注) 1) A種産業とは、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業及び情報通信機械器具製造業。

2) 複数の層の条件に該当する場合は番号の少ない層に分類されるものとする。

(2) 標本の追加指定

第一種事業所は、ほぼ3年間継続して調査する方式をとっているが、その間の新設事業所や30人以上への規模上昇事業所の状況を調査結果に反映させ、また、廃止事業所や30人未満へ規模縮小となった事業所の補充を行うため、毎年1月に追加指定行う。

追加指定事業所は、第二種事業所に係る調査の調査区内事業所名簿から把握した30人以上の新設事業所及び30人未満から30人以上へと規模上昇した事業所等のうちから抽出して指定する。

6 調査の結果

(1) 全国調査の結果推計方法

ア 推計比率

推計比率は、本月分の推計に用いる前月末母集団労働者数と、本月分の調査事業所の前月末調査労働者数の合計の比率のことで、産業、規模別に次式によって定める。

$$r = E / e_0$$

ここに

r ; 推計比率（産業、規模別）

E ; 前月末母集団労働者数（産業、規模別）

e_0 ; 前月末調査労働者数の合計（産業、規模別）

前月末推計労働者数は、前月末調査労働者数の合計 e_0 に推計比率 $r (= E / e_0)$ を乗じたものであるから、使用した前月末母集団労働者数 E と等しくなる。

前月末母集団労働者数 E として用いる値は、前月分調査の本月末推計労働者に(3)で述べる補正を施したものである。ただし、最新のセンサス結果が判明したときには、それから作成した値（ベンチマーク（benchmark）という）を前月末母集団労働者数とする。このような推計方法は、リンク・リラティブ（link-relative method）といわれるものである。

イ 産業、規模別各種平均値の推計方法

本調査の結果のうち、産業、規模別一人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査事業所の現金給与額の支払総額、延べ実労働時間数、延べ出勤日数のおのおの合計を、

前月末労働者数の合計と本月末労働者数の合計との平均で除して求める。

性別及び就業形態別の各種平均値の推計方法も同様である。

$$\bar{a} = \frac{a}{\frac{1}{2}(e_0 + e_1)}$$

ここに

$\bar{a}$; 各種平均値

a ; 各種調査数値の合計

e_0, e_1 ; 前月末及び本月末調査労働者数（いずれも本月分調査票）

ウ 産業計及び規模計の各種平均値の推計方法

産業計、規模計の各種平均値は、産業、規模別の調査事業所の現金給与支給額、延べ実労働時間数及び延べ出勤日数の各合計値（上記イの a ）に推計比率（上記アの r ）を乗じ、それを産業又は規模について合計した値を、同様にして計算した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求める。

性別及び就業形態別の各種平均値の推計方法も同様である。ただし、推計比率は同一の産業、規模区分に属せば、男女計と同一の推計比率を用い、性別又就業形態別には定めない。

$$\bar{A} = \frac{\sum a \cdot r}{\frac{1}{2}(\sum e_0 \cdot r + \sum e_1 \cdot r)}$$

ここに

$\bar{A}$; 各種平均値

a ; 各種調査数値の合計（産業、規模別）

e_0, e_1 ; 前月末及び本月末調査労働者数（産業、規模別）

r ; 推計比率（産業、規模別）

Σ ; 産業又は規模について合計をとることを示す記号

エ 労働者数の推計方法

産業、規模別前月末及び本月末推計労働者数は、調査事業所の前月末及び本月末調査労働者数の合計（上記イにおける e_0, e_1 ）に推計比率 r を乗じたもの（ $e_0 \cdot r, e_1 \cdot r$ ）のことである。産業計又は規模計の前月末及び本月末推計労働者数は、産業規模別前月末及び本月末推計労働者数を産業又は規模について合計したもの（ $\Sigma e_0 \cdot r, \Sigma e_1 \cdot r$ ）である。増加・減少労働者数及びパートタイム労働者数の推計も同様である。

性別及び就業形態別の推計方法も同様である。ただし、一般労働者数は、就業形態計の推計労働者数からパートタイム労働者数を引くことによって求めている。

オ 産業及び規模区分

上記ア～エにおける産業とは、「第5表 毎月勤労統計調査全国調査 表章産業一覧表」に掲げた産業のことである。また、規模とは、事業所規模 1,000 人以上、500～999 人、100～499 人、30～99 人、5～29 人のことである。

カ 事業所規模 5 ～ 29 人の推計方法

なお、事業所規模 5 ～ 29 人区分の推計においては、第二種事業所は、同じ産業、規模区分であっても層別調査区抽出率が異なることから、第二種事業所の上記ア～エにおける前月末及び本月末調査労働者数並びに各種調査数値はそれぞれ当該事業所の抽出率の逆数を乗じたものに置き換えて合計する方法としている。

(2) 調査結果の増減率

調査結果の前年同月増減率等は、後述「8 全国調査結果から作成される指数及ギャップ修正等」で解説する指数から計算することとしている。指数を作成していない項目については、指数にならって時系列比較が可能であるように調査結果を修正した上で計算することとしている。

(3) 母集団労働者数の補正

全国調査においては、事業所の新設・廃止等に伴う労働者数の増減を推計労働者数に反映させるため、次により、毎月、母集団労働者数の補正を行っている。

ア 全国調査の対象範囲である 5 人以上事業所の新設、廃止、5 人未満からの規模上昇及び 5 人未満への規模下降に伴う労働者数の変動分を、雇用保険事業所データにより、産業、規模別に推計する。

イ 調査事業所の常用労働者数が変動したことにより、対象範囲の中で規模変更があった場合には、その都度、集計規模区分を変更し、その調査事業所の規模変更に伴う規模別労働者数の変動区分を推計する。

ウ ア、イで推計した産業、規模別労働者数の変動分を、前月分調査による本月末推計労働者数に加えたものを（又は減じたものを）、今月分調査の集計で使用する母集団労働者数とする。

(4) 平成 24 年 1 月分の結果推計用の母集団労働者数

第一種事業所の抽出替えを行った平成 24 年 1 月分調査の結果推計においては、産業、規模別の前月末母集団労働者数を次のとおりとした。

$$\text{平成 23 年 12 月分調査による本月末推計労働者数} \times \frac{\text{平成 21 年経済センサス基礎調査による常用雇用者数}}{\text{平成 21 年 7 月分調査の前月末推計労働者数（新産業分類返還後）}}$$

（注）平成 21 年センサスは、平成 21 年 7 月 1 日現在で調査を行っている。

なお、平成 24 年 1 月分調査においては、従来の第一種事業所を対象とする調査（旧調査）も併せて行っているが、旧調査結果の推計に用いる前月末母集団労働者数は平成 23 年 12 月分調査の本月末推計労働者数を(3)により補正したものである。

(5) 集計事項

毎月勤労統計調査要綱のとおりである。

(6) 夏季及び年末賞与の集計

6月、7月及び8月の3か月間（夏季）及び11月、12月、翌年1月の3か月間（年末）に支給された「特別に支払われた給与」の中から賞与、期末手当等（臨時給与）を抜き出して、夏季及び年末毎に各月分を合計したものを夏季賞与又は年末賞与（賞与の支給を行った事業所の常用労働者1人平均）として集計している。

賞与集計の主要な事項は、①賞与の支給を行った事業所数の全事業所数に対する割合、②賞与支給事業所の労働者（注）の常用労働者数に対する割合、③賞与支給事業所の常用労働者数1人当たり賞与支給額などであり、それぞれ産業、規模別に集計している。

（注）1人平均を出すときの労働者数には、賞与を支給した事業所の労働者であって賞与の支給を受けていない労働者も含む。

なお、第二種事業所に係る調査においては、7月及び1月に調査区の3分の1を入れ替えるので、賞与集計の対象となるのは、残り3分の2の調査区の事業所である。このため、地方調査では、5人以上（及び5～29人）の賞与集計は行わない。

(7) 調査結果の表章産業及び表章規模

ア 表章産業

全国調査の結果表章は、産業大分類ほか、中分類及び製造業小分類、情報通信業小分類、卸売業、小売業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業小分類の中から当該産業の労働者数などを基準にして選定し、116産業を表章しているものであり、第5表のとおりである。

また、地方調査の表章産業は都道府県によって異なるが、産業大分類並びに製造業、卸売業、小売業及び医療、福祉の中分類の全部又は一部を表章している。

イ 表章規模

全国調査の表章規模は、毎月の集計の場合、事業所規模について、1,000人以上、500～999人、500人以上、100～499人、30～99人、30人以上、5～29人、5人以上の8区分である。

また、地方調査の表章規模は、原則として、500人以上、100～499人、30～99人、30人以上、5～29人、5人以上の6区分であるが、調査対象事業所数が少ないところにおいては、100人以上、30～99人、30人以上、5～29人、5人以上の5区分である。

第5表 毎月勤労統計調査全国調査 表章産業一覧表

産業分類		産業分類		産業分類	
大分類		E-1	消費関連製造業	特掲(小分類)	
TL	調査産業計	E-2	素材関連製造業	E091	畜産食料品製造業
C	鉱業、採石業、砂利採取業	E-3	機械関連製造業	E092	水産食料品製造業
D	建設業	F33	電気業	E097	パン・菓子製造業
E	製造業	G37	通信業	E151	印刷業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	G39	情報サービス業	E165	医薬品製造業
G	情報通信業	G41	映像・音声・文字情報制作業	E183	工業用プラスチック製品製造業
H	運輸業、郵便業	H42	鉄道業	E244	建設用・建設用金属製品製造業(製缶板金業含む)
I	卸売業、小売業	H43	道路旅客運送業	E266	金属加工機械製造業
J	金融業、保険業	H44	道路貨物運送業	E281	電子デバイス製造業
K	不動産業、物品賃貸業	I-1	卸売業	E291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業
L	学術研究、専門・技術サービス業	I51	繊維・衣服等卸売業	E292	産業用電気機械器具製造業
M	宿泊業、飲食サービス業	I52	飲食料品卸売業	E311	自動車・同附属品製造業
N	生活関連サービス業、娯楽業	I54	機械器具卸売業	G391	ソフトウェア業
O	教育、学習支援業	I-2	小売業	I522	食料・飲料卸売業
P	医療、福祉	I56	各種商品小売業	I543	電気機械器具卸売業
Q	複合サービス事業	I57	織物・衣服・身の回り品小売業	I581	各種食料品小売業
R	サービス業(他に分類されないもの)	I58	飲食料品小売業	I591	自動車小売業
中分類等		I59	機械器具小売業	K694	不動産管理業
D06	総合工事業	J62	銀行業	K711	自然科学研究所
D07	職別工事業(設備工事業を除く)	J63	協同組織金融業	L742	土木建築サービス業
D08	設備工事業	J64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	L743	機械設計業
E09,10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	J65	金融商品取引業、商品先物取引業	N804	スポーツ施設提供業
E11	繊維工業	J67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	N806	遊戯場
E12	木材・木製品製造業(家具を除く)	K68,69	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業	P831	病院
E13	家具・装備品製造業	K70	物品賃貸業	P832	一般診療所
E14	パルプ・紙・紙加工品製造業	L71	学術・開発研究機関	P853	児童福祉事業
E15	印刷・同関連業	L72	専門サービス業(他に分類されないもの)	P854	老人福祉・介護事業
E16,17	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	L73	広告業	P855	障害者福祉事業
E18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	L74	技術サービス業(他に分類されないもの)	R881	一般廃棄物処理業
E19	ゴム製品製造業	M75	宿泊業	R912	労働者派遣業
E21	窯業・土石製品製造業	M76	飲食店	R922	建物サービス業
E22	鉄鋼業	M77	持ち帰り・配達飲食サービス業	R923	警備業
E23	非鉄金属製造業	N80	娯楽業		
E24	金属製品製造業	O81	学校教育	E-1 : E09,E10,E11,E13,E15,E20,E32	
E25	はん用機械器具製造業	O82	その他の教育、学習支援業	E-2 : E12,E14,E16 ~ E19,E21 ~ E24	
E26	生産用機械器具製造業	P83	医療業	E-3 : E25 ~ E31	
E27	業務用機械器具製造業	P85	社会保険・社会福祉・介護事業	I-1 : I50 ~ I55	
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	Q87	協同組合(他に分類されないもの)	I-2 : I56 ~ I61	
E29	電気機械器具製造業	R88	廃棄物処理業		
E30	情報通信機械器具製造業	R89,90	自動車整備業、機械等修理業(別掲を除く)		
E31	輸送用機械器具製造業	R91	職業紹介・労働者派遣業		
E32,20	その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	R92	その他の事業サービス業		

(注) 表章に用いる産業分類は、日本標準産業分類(平成19年11月改定)を用いている。

(8) 調査結果の精度

この調査は、標本調査であるため、推計値の持つ誤差の一つとして標本抽出に起因する標本誤差がある。標本誤差の大きさは、推計値の分散の平方根を推計値で除したものの（標準誤差率）で与えられ、調査項目によって異なる。達成精度として、きまって支給する給与の標準誤差を以下のように算出し、第6表にその結果を示した。

① 調査産業計、規模計の標準誤差率

$$C^2 = \sum_i R_i^2 W_i^2 C_i^2$$

C ; 産業計、規模計の標準誤差率

C_i ; 産業、規模別標準誤差率 (②で計算)

W_i ; 産業計、規模計母集団労働者数に対する産業、規模別母集団労働者数の割合

R_i ; 産業計、規模計における一人平均きまって支給する給与に対する産業、規模別一人平均きまって支給する給与の割合

② 産業、規模別の標準誤差率

第一種事業所（規模 30 人以上）調査は

$$C_i^2 = \frac{N_i - n_i}{N_i} \cdot \frac{\phi_i^2}{n_i}$$

C_i ; 産業、規模別標準誤差率

N_i ; 産業、規模別母集団事業所数

n_i ; 産業、規模別回答事業所数

ϕ_i ; 産業、規模別一人平均きまって支給する給与の変動係数

$$= \sqrt{Cx^2 + Cy^2 - 2\rho CxCy}$$

Cx ; 産業、規模別きまって支給する給与総額の事業所間変動係数

Cy ; 産業、規模別和半労働者数の事業所間変動係数

ρ ; 産業、規模別きまって支給する給与総額と和半労働者数との相関係数

第二種事業所（規模 5 ～ 29 人）調査は

$$C_i^2 = \sum_j \left\{ \frac{M_{ij} (M_{ij} - m_{ij})}{m_{ij}} \cdot \left(\frac{VXa_{ij}}{TX_i^2} + \frac{VYa_{ij}}{TY_i^2} - 2 \frac{COVa_{ij}}{TX_i \times TY_i} \right) \right. \\ \left. + \frac{M_{ij}}{m_{ij}} \sum_k \frac{N_{ijk} (N_{ijk} - n_{ijk})}{n_{ijk}} \cdot \left(\frac{VXe_{ijk}}{TX_i^2} + \frac{VYe_{ijk}}{TY_i^2} - 2 \frac{COVe_{ijk}}{TX_i \times TY_i} \right) \right\}$$

C_i ; 産業別標準誤差率

M_{ij} ; 第 j 層における産業別の母集団調査区数

m_{ij} ; 第 j 層における産業別の標本調査区数

TX_i ; 産業別の「調査区のきまって支給する給与総額」の合計

TY_i ; 産業別の「調査区の常用労働者数」の合計

VXa_{ij} ; 第 j 層における産業別のきまって支給する給与総額の調査区間分散

VYa_{ij} ; 第 j 層における産業別の和半労働者数の調査区間分散

$COVa_{ij}$; 第 j 層における産業別のきまって支給する給与総額と和半労働者数の調査区間共分散

N_{ijk} ; 第 j 層第 k 調査区における産業別の総事業所数

n_{ijk} : 第j層第k調査区における産業別の回答事業所数
 VXe_{ijk} : 第j層第k調査区における産業別のきまって支給する給与総額の事業所間分散
 VYe_{ijk} : 第j層第k調査区における産業別の和半労働者数の事業所間分散
 $COVe_{ijk}$: 第j層第k調査区における産業別のきまって支給する給与総額と和半労働者数の事業所間共分散

第6表 産業、規模別標準誤差率（きまって支給する給与）

（平成25年7月分結果）（単位：%）

産業		規模5人 以上	規模30人 以上	規模100人 ～499人	規模30人 ～99人	規模5人 ～29人
TL	調査産業計	0.17	0.44	0.82	0.71	0.51
C	鉱業、採石業、砂利採取業	0.79	1.74	1.74	3.97	2.82
D	建設業	0.53	2.08	3.57	2.94	1.20
E	製造業	0.25	0.51	1.05	1.22	0.98
E09,10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	1.16	2.60	3.69	5.51	3.25
E11	繊維工業	1.07	2.39	3.05	4.29	3.99
E12	木材・木製品製造業（家具を除く）	1.41	4.18	7.13	5.28	3.77
E13	家具・装備品製造業	1.35	3.42	4.14	4.60	4.29
E14	パルプ・紙・紙加工品製造業	1.35	3.03	5.21	3.65	4.51
E15	印刷・同関連業	0.80	2.03	2.66	3.98	2.50
E16,17	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	1.28	2.57	4.98	4.84	4.00
E18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	1.32	2.36	2.79	4.59	6.92
E19	ゴム製品製造業	1.09	2.08	5.00	4.84	5.78
E21	窯業・土石製品製造業	1.09	2.57	4.54	4.82	3.76
E22	鉄鋼業	0.67	1.30	2.51	3.64	3.86
E23	非鉄金属製造業	1.13	2.25	3.68	5.22	5.65
E24	金属製品製造業	0.92	2.41	3.67	4.05	2.81
E25	はん用機械器具製造業	0.85	1.99	4.15	4.32	2.32
E26	生産用機械器具製造業	1.14	2.64	5.45	4.58	3.32
E27	業務用機械器具製造業	1.13	2.33	5.34	4.26	5.36
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	0.72	1.21	2.66	4.62	6.34
E29	電気機械器具製造業	0.83	1.58	3.36	4.34	4.79
E30	情報通信機械器具製造業	0.82	1.34	4.05	4.55	9.42
E31	輸送用機械器具製造業	0.45	0.75	2.56	3.95	4.39
E32,20	その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	1.39	3.11	5.01	5.98	5.19
F	電気・ガス・熱供給・水道業	0.85	1.72	3.01	2.75	3.58
G	情報通信業	0.85	1.85	2.58	3.05	2.39
H	運輸業、郵便業	0.75	1.87	2.91	2.59	2.03
I	卸売業、小売業	0.52	1.69	2.97	2.29	1.20
J	金融業、保険業	0.62	1.71	2.69	2.93	1.45
K	不動産業、物品賃貸業	1.04	3.12	4.45	4.57	2.77
L	学術研究、専門・技術サービス業	0.78	2.01	3.84	3.84	2.03
M	宿泊業、飲食サービス業	0.78	2.97	3.58	4.26	1.77
N	生活関連サービス業、娯楽業	0.91	2.54	4.85	3.03	2.60
O	教育、学習支援業	0.73	1.56	2.90	2.21	2.97
P	医療、福祉	0.63	1.46	2.90	1.94	2.02
Q	複合サービス事業	0.66	2.77	4.42	3.87	1.19
R	サービス業（他に分類されないもの）	0.59	1.54	2.47	2.57	2.11

（注1） 規模500人以上は全数調査。